

令和8年度「沖縄平和啓発プロモーション事業」委託業務仕様書

1. 委託業務の名称

沖縄平和啓発プロモーション事業業務委託

2. 委託業務の期間

契約締結の日から令和9年3月15日まで

3. 業務目的

先の大戦で20万人余の尊い人命を奪い去った史上まれに見る苛烈を極めた地上戦を体験した沖縄県民は、命と平和の尊さを肌身で感じており、世界の恒久平和を心から望んでいる。

一方で、戦後80年が経過し、戦争体験者が減少していくことにより沖縄戦の実相や教訓を次世代に継承することが難しくなっている現状がある。

このことから、これまでに県に蓄積された資料等を活用して、沖縄戦の実践や教訓を次世代に継承するとともに、平和を希求する「沖縄のこころ」を国内外に発信し、より多くの人々に深く理解してもらうことを目的とする。

4. 委託業務の内容

(1) 沖縄戦の実相や教訓を次世代に継承するためワークショップの実施

学生を対象に、沖縄県平和祈念資料館に蓄積されている資料や沖縄平和学習アーカイブサイト等を活用して、沖縄戦の実相を学習し、平和を希求する「沖縄のこころ」の理解を深めるためのワークショップを開催する。

①ワークショップ対象者

学生（小・中・高・大学生）とする。（1クラス又はグループ単位(30名程度)が望ましい）

②実施期間

令和8年6月初旬～令和9年1月下旬（予定）

③実施規模

県内6クラス、県外3クラス程度を見積もること。

県内におけるワークショップの実施に当たっては、開催場所の地域バランスを考慮した上で選定すること。

県外における開催地は下記都道府県を想定している。異なる地域を提案する場合はその理由を明示すること。

- ・長野県、滋賀県（沖縄県との連携協定締結県）
- ・鹿児島県（対馬丸の悲劇をテーマとする）

④ワークショップの内容

史実に基づく沖縄戦の実相の学習と「沖縄のこころ」の理解を深めるワークショップを企画・提案すること。

(2) 「沖縄のこころ」啓発の県外シンポジウムの実施

平和を希求する「沖縄のこころ」を広く県内外に発信していくため、沖縄へ思いを寄せる方、平和構築に向け国内外で活躍する様々な分野の方々を招聘し、平和啓発に係るシンポジウムを開催する。

①シンポジウム概要（案）

開催場所：県外（首都圏等）1カ所

開催時期：令和8年11月から令和9年1月の間

参加者数：200名程度

実施内容：沖縄戦体験者またはその語り手継承者や沖縄平和賞受賞者・平和行政経験者や、をキャスティングして、県の取組の照会・講演・パネルディスカッションを実施。また、平和劇や詩の朗読、平和をテーマとした音楽などの活用により、参加者に対して、平和を希求する「沖縄のこころ」の理念を効果的に伝える。（全体2時間30分程度）

②シンポジウム業務内容

- ・シンポジウム実施準備のための総合日程の作成及び調整
- ・舞台・会場装飾、音響・照明、受付台、看板、パネル等の設営及び撤去
- ・シンポジウム参加者への配布資料の作成
- ・シンポジウム会場で受付・入退場管理業務
- ・シンポジウム進行表の作成
- ・シンポジウムの集客に関する業務
- ・シンポジウムの開催周知新聞等広告掲載、チラシ・ポスター作成・配布、申込者リスト作成に関する業務
- ・シンポジウムの映像記録の撮影・編集及び事後の動画配信
- ・シンポジウムにおける手話通訳の手配
- ・その他シンポジウムの企画及び調整（講演者及びパネリストの人選、日程調整（旅費及び謝金は委託料に含むものとする）

(3) 県内向け平和シンポジウムの実施

県内の平和関連施設が協力して相互の連携を図ることで、相乗効果を発揮し、県内外の方々へ平和について考える機会を新たに創出することを目的に県民向けのシンポジウム・発表会を開催する。

平和関連施設については、「沖縄・平和と人権博物館ネットワーク」の構成団体（沖縄愛楽園、ヌチドゥタカラの家、佐喜眞美術館、不屈館、対馬丸記念館、南風原文化センター、ひめゆり平和祈念資料館、沖縄県平和祈念資料館）を想定している。ただし、新たな連携の枠組みを提案する場合または他の平和関連施設連携の枠組みを活用する場合は、その理由と効果を明示すること。

①シンポジウム等概要（案）

開催場所：事業者提案による

開催時期：令和8年11月から令和9年1月の間

参加者数：200名程度

実施内容：平和関連施設の取組の紹介、講演、パネルディスカッション、児童生徒等による音楽・平和学習発表会の実施を想定しているが、具体的な内容は提案すること。（シンポジウム等1回あたり全体2時間30分程度）

②シンポジウム等業務内容

4(2)②と同様の業務を行うものとする。

各シンポジウム等に係る平和関連施設関係者の出演者の旅費・謝金は委託料に含むものと

する。

また、シンポジウム等に出演する児童、生徒、学生、ガイドなどの出演に係る実費（交通費、駐車場代、昼食等）は委託料に含めるものとする。

その他の出演者を提案する場合、委託料に含むものとする。

(4) 平和関連施設ネットワーク構築会議の開催

(3)で実施する県民向け平和シンポジウムの開催前及び開催後に「平和関連施設ネットワーク構築会議」を開催すること。

同会議を活用し、県内向け平和シンポジウムの内容の充実を図るとともに、平和関連施設における平和関連施設の訴求力の強化や平和関連施設の連携強化策の検討、回遊性の確保、相互送客の手法の検討、来館促進策の検討等を議題とし、会議の成果を本事業の実施に活かす仕組みを提案すること。

(5) 平和関連施設ネットワークの訴求力拡大に向けた掲示物・配布物等の製作

平和関連施設の訴求力の強化や回遊性の確保、相互送客に資する、掲示物、配布物を製作し、平和関連施設で展開すること。掲示物・配布物の製作に当たっては平和関連施設ネットワーク構築会議において、平和関連施設の意見を聴取した上で製作を進めること。

(6) 自主提案

その他、一般県民への平和啓発につながる取り組みを企画提案すること。

- ①自主提案事業の企画、運営、管理
- ②その他、自主提案事業の調整等に関すること

自主提案に当たっては、その提案の成果指標及び活動指標を明らかにした上で提案すること。

(7) 事業実施に必要なポータルサイトの運営

(1)～(6)及び事業の周知・広報活動に必要となるポータルサイトを運営すること。

(8) 上記(1)～(7)に関するその他委託業務の内容

- ①プレス対応(プレス席及びぶら下り等取材依頼の際の場所の確保等)
- ②参加者(ワークショップ)、来場者(成果展、シンポジウム)へのアンケート実施及び回答の集計取りまとめ
- ③事業の円滑な推進のために必要な進捗管理(スケジュール)及び役割分担等の推進体制を提示
- ④スタッフ(県職員等)の体制・作業工程等スケジュールの作成
- ⑤雨天・荒天時等における対応(雨具の用意、移動手段の確保等)
- ⑥不可抗力(天災、人災、疫病等)に伴い、ワークショップ、シンポジウム等のリアル開催が困難となった場合、オンライン開催等の対応

5. 本委託業務の成果目標

各イベント(ワークショップ、県内外シンポジウム)のアンケートにおいて「平和への理解が深まった」と回答した方が参加者の70%以上となることを目標として提案を行うこと。

6. 再委託について

(1) 一括再委託の禁止等

受託者は本委託契約の履行にあたり、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせることができない。また、以下の契約の主たる部分については、その履行を第三者に委任し、請け負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、異なる取り扱いをすることがある。

- ①契約金額の50%を超える業務
- ②企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統括的かつ根幹的な業務
- ③その他、県が契約の主たる部分と決定した業務

(2) 再委託の相手方の制限

本契約の企画提案参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

(3) 再委託の範囲及び再委託の承認

本委託契約の履行に当たり、委託先が第三者に委任し、又は請負わせることのできる業務等の範囲は以下のとおりとする。

- ①契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りではない。
 - ・資料の収集・整理・複写・印刷・製本
 - ・原稿、データの入力及び集計
 - ・荷物の輸送、移動
 - ・旅程等の企画検討を伴わない単純な旅行手配業務
 - ・その他単純作業的な業務であって、容易かつ簡易なもの

7. 業務の実施体制

今回の委託に際して、主として本委託事業に従事する正副2名以上の担当者を割り当て、本委託業務に係る統制及びその他事務について、十分な遂行体制を整えること。

8. 業務進捗状況及び打合せ

受託者は、月1回程度の定期的な調整会議の開催を通して平和・地域外交推進課に対し委託業務の進捗状況を報告するとともに、業務の進め方等について確認すること。また、必要に応じ、臨時的な調整会議も行うこと。なお、開催方法については、状況に応じてオンライン方式（zoom等）としても差し支えない。

9. 成果物

- (1) 報告書（A4判、カラー、55ページ程度） 100部
※長期の使用に耐えうるよう製本すること。
- (2) 報告書のダイジェスト版（A3判、カラー） 800部

- (3) 報告書の電子データを格納した電子媒体（CD-R 等） 2部
※(1)(2)を事務局へ10部提出すること
※(1)(2)を関係各所（市町村、小・中学校、高校、大学等）に配布すること

10. その他

- (1) 本事業において作成されるデータ及び報告書等の著作権及び所有権は沖縄県に帰属する。
ただし、第三者の著作権その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任と費用をもって処理するものとする。
- (2) 受託者は、本業務を実施することにより得た成果、あるいは提供を受けた情報等については、善良なる管理のもとに利用・保管し、秘密の保持については万全の措置を講じること。
特に、個人が特定され得るものに係る情報（個人情報）の取扱いについては、関係法令を踏まえ、その保護に十分配慮すること。
- (3) 本業務の契約期間が満了し、次年度の事業実施及び受託者が決定した場合、次期受託者に対し、本業務の継続的な実施に支障が生じないよう、誠実に引継ぎを行うこと。
- (4) 委託業務の経理
 - ア 委託業務に係る経費については、会計帳簿を備え、他の経理と明確に区分して収入額及び支出額を記載し、委託費の使途を明らかにしておくこと。
 - イ 事業従事者の出勤簿、賃金台帳、名簿等の書類を整備、保管すること。
 - ウ 委託費の支出内容を証する経理書類を整備して、会計帳簿とともに委託業務の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、いつでも閲覧に供することができるように保存しておくこと。
- (5) 本事業の執行にあたり、経費区分の変更等、契約時に提出した見積書の内容と異なる予算執行の必要が生じた場合は、事前に県の承諾を得ること。
- (6) 沖縄県は、委託事業の適正を期するため、必要があるときは、委託者に対し報告を求め、又は沖縄県職員に事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。
- (7) 委託業務完了にあたり、帳簿類の確認ができない場合については、委託料を減額される場合がある。また、業務実績報告書により委託契約額を確定した結果、概算払いにより受託者に支払った委託費に残額が生じたときは、その額を返還すること。
- (8) 本仕様書に定めのない事項で、必要な業務が発生した場合は、その取り扱いについて双方協議の上、取り決めるものとする。